

ふるさと納税制度は 地方財政救済を果たせるのか -2011～2014年のパネルデータ分析から考える

長倉大輔研究会 5期
小川敦士¹

要約

ふるさと納税は財政に困窮する地方自治体の税収流出対策を目的とした制度であるが、自治体の過剰な返礼品競争などが問題になることも多い。自治体ごとのふるさと納税の受け入れ件数と自治体の財政状態などの指標のパネルデータ分析から、ふるさと納税制度が地方自治体への救済措置としての制度目的を果たしているのかを検証した。

¹ 慶應義塾大学経済学部

第1章 はじめに

ふるさと納税とは個人住民税制度の一つである。自分の希望する地方自治体（都道府県・市区町村）に寄付をすることにより、寄付した金額のほぼ全額が税額控除される。

この制度は2008年4月30日に成立し、翌年4月1日から施行された。制定の背景には、地方自治体が教育などで行政コストをかけて育てた子供が、進学や就職を機に都会に流出し、流出した先の都会の自治体でのみ納税を行うことで、実質的に地方から都会への税流出になっているという問題意識があった。これを踏まえ当時の総務大臣、菅義偉氏が「都会の地方団体は税金を得るが、彼らを育てた『ふるさと』の地方団体には税金はない。そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた『ふるさと』に自分の意志で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」²という提言を発表し、ふるさと納税制度構想に関する研究会を立ち上げたことが制度の発端である。ふるさと納税制度は、地方自治体からの労働人口の流出に伴う、実質的な税収流出への対抗措置という側面を第一の制度目的としている。

しかしこの制度は制定前から、都市部の自治体にとってはふるさと納税分だけ税収減になるとして反対意見もあった。さらに制定後も、東北震災や熊本震災等では被災自治体への義捐金としての用途に用いられたり、また、最近ではふるさと納税への返礼品の過剰な競争が問題視されるなどしている。このように、ふるさと納税制度は良くも悪くも制度の本来の目的とは異なった用途・問題が多く見受けられ、論点を多く持つ制度であると言える。

こうした状況の中、ふるさと納税は昨今メディアで取り上げられる頻度も増え、さらに現在進行形で制度の拡充も進められており、ますます浸透していくことが予想される。これを踏まえ本稿では、ふるさと納税制度が本来の制度目的である「地方から都会への税流出への対策」を達成できているのかどうかの問題意識を持った。

第2章 現状分析

2-1.ふるさと納税制度概要

ふるさと納税とは本来、自分が応援したい市区町村への寄付である。先にも書いた通り、これは労働人口が社会流出し、税収減に苦しむ地方自治体への救済措置としての役割を主な目的とする制度である。現状制度ではこの自治体への寄付を促進するため、寄付のうち2,000円を超えた分が、納税者が本来納める筈であった所得税・住民税から控除されることになっている。このため、ふるさと納税制度は個人が納める住民税を、自分の住む自治体から自分が応援する他の自治体に実質的に転納することを

² 「ふるさと納税研究会報告書」 p1 参照

可能にしているといえる。ふるさと納税による所得税、住民税の控除は以下のようなくくりに分けてなされる（図1）。

I. 所得税控除³

寄付金のうち2千円を超える場合には所得金額の4割を上限として所得控除

$$\text{①所得税からの控除} = (\text{ふるさと納税額} - 2,000 \text{円}) \times \text{「所得税の税率」}$$

II. 住民税控除⁴

寄付金額が2千円を超える場合には所得税所得割額の二割を限度として税額控除、控除額は基本分と特例分を合わせた額

$$\text{②基本分} = (\text{ふるさと納税額} - 2,000 \text{円}) \times 10\%$$

$$\text{③特例分} = (\text{ふるさと納税額} - 2,000 \text{円}) \times (100\% - 10\% (\text{基本分}) - \text{所得税の税率})$$

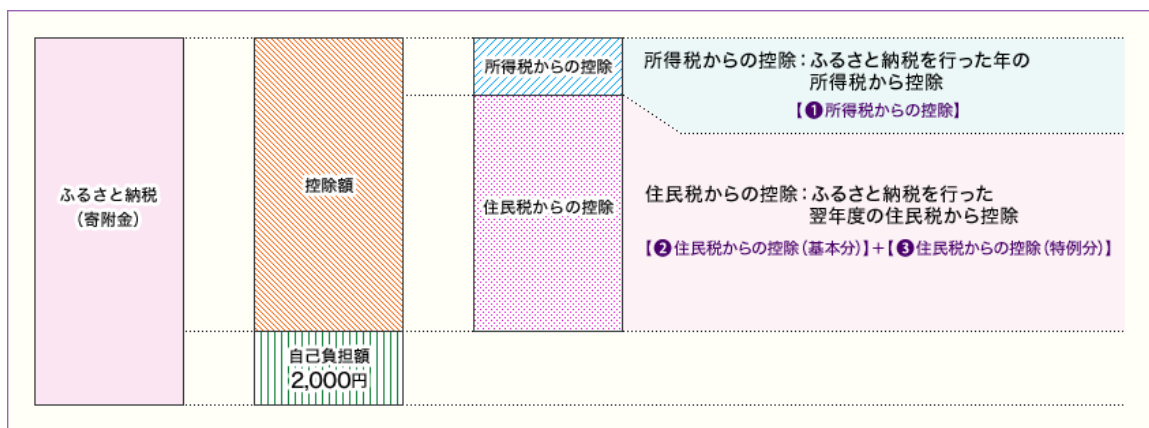


図1 控除のくくり（出典：総務省）

なお、このふるさと納税に伴う税控除で生じる自治体の減収分の75%は基本的に地方交付税交付金によって賄われる。たとえばA市に住むAさんが3万円のふるさと納税をB市にした場合、Aさんは3万円から2,000円引いた28,000円が税額控除され、A市は28,000円の税収減となる。これを補うため、A市は28,000円×75%=21,000円分、地方交付税交付金が増額される。ただし、地方交付税交付金の交付対象外である東京23区や、不交付団体ではこの地方交付金の交付がなされないため、ふるさと納税による減収分の100%を自治体が負担することになる。

2-2. ふるさと納税制度が抱える問題

ふるさと納税に関する問題点をここで整理しておく。

まず一番大きな問題は自治体同士のふるさと納税獲得への過剰競争・過剰な返礼品の送付である。ふるさと納税をした人への返礼品を豪華にすればするほど、返礼品を送付する側の自治体の負担は当然大きくなる。しかし、ならば激化する返礼品競争に

³ 所得税法 78 条

⁴ 地方税法 37 条の 2・314 条の 7

参加しなければいいのか、というところも行かない。先に説明したとおり、ふるさと納税は地方税の転納であり、ふるさと納税を得られない自治体の税収は転納によって流出する。この流出分は国による地方交付金によって75%が賄われ、自治体は流出額の中の25%を負担することになる。ただし、首都圏に多く存在する、地方交付金の不交付自治体では流出額の負担割合は100%となる。例えば、東京都23区の区民税の減収額の合計は2016年度には129億円となっているが、これを受け中野区の篠崎茂雄・政策室係長は「返礼品競争に参入するつもりはないが、財政への打撃が大きすぎる」と訴え、同区でも2016年10月中旬から区内のレストランの食事券や、地酒等を返礼品として送り始めるなど、ふるさと納税への対策を余儀なくされている状況がある⁵。このように、ふるさと納税の浸透に伴い、この制度を無視できない状況におかれている自治体もある。

また、ふるさと納税では地方税の控除を受けられる金額に上限があるが、この上限は所得が高い人ほど高くなっている。このため、ふるさと納税制度は、所得が高いほど税効果が高いという金持ち優遇の制度として非難されることもある。

さらに、ふるさと納税を、地方の特産品を自治体の介入によって市場価格より安く流通させる制度であるにとらえれば、ここに死荷重が生まれる。これが過剰に行われれば行われるほど、この死荷重が大きくなることを忘れてはならない。

このような問題への批判があるまま、2015年からは新たにふるさと納税に伴い確定申告が不要になり、受けられる税控除の金額が2倍になるなど、ふるさと納税制度はその利便性向上・拡充が着実に進められている。本稿ではこの状況を踏まえ、ふるさと納税制度が本当にこのまま拡充すべき制度であるかを検証するため、ふるさと納税制度の根本の目的である、「財政に困窮する地方自治体の救済を果たせているのか」について、分析を行った。

第3章 先行研究

ふるさと納税制度を扱った先行研究を2つ以下に取り上げる。

まず一つ目として、制度設計の意義をまとめ、九州地方の自治体の現地調査を行った加藤（2010）がある。同論文ではふるさと納税制度による地域間の税収格差の是正効果がほとんどないという分析結果から、制度の根本的な見直しの必要性を指摘している。

また橋本（2015）は寄付金に占める税収減の割合が年々増えていること・ふるさと納税における自治体の広報の重要性を例示し、税額控除における地方税について設定されている特例分の廃止と、ふるさと納税についての各自治体の最低限の情報公開の必要性を指摘している。

⁵ 東京新聞 2016年11月28日朝刊

「ふるさと納税 10区が返礼参戦 23区の減収 16年度 129億円」

先行研究を見るとふるさと納税を全面撤廃するのがよいと結論しているものは見なかったが、一部を改善した方がよいと結論したものが多かった。また、ふるさと納税について回帰分析をおこなった論文は見受けられなかった。本稿では回帰分析の手法を用いてふるさと納税を分析することとしたが、ふるさと納税の寄付額に大きく影響を与えていると思われる返礼品の返礼率（寄付額に対していくら分の返礼品が送付されるかの割合）は、返礼品のうちの地元の施設利用券などを考慮すると市場価値の客観的評価が難しい。このため本稿ではふるさと納税について自治体の社会指標・財政指標を用いてパネルデータ分析を行うこととした。

第4章 実証分析

本稿ではパネルデータ分析を使用した実証分析モデルを考える。実証分析で用いるデータとして、全国の地方自治体のふるさと納税受け入れ件数のデータを用いた。ふるさと納税額ではなく受け入れ件数のデータを用いるのは、ふるさと納税金額のデータには個人の大口納税などによる異常値が散見され、統計的に扱うことが難しいと判断したためである。

4-1.モデル

前述したとおり、ふるさと納税制度は、税流出に苦しむ地方自治体の救済という目的があるため、本来自治体の財政・社会状態等と関連するように目的を持って設定された制度である。このことを踏まえ、モデルを

$$Y_{it} = \alpha_i + \beta_1 X_{1it} + \dots + \beta_k X_{kit} + \varepsilon_{it}$$

とする。なお、各変数は以下の事柄を示している。

Y_{it} : 自治体 i と時点 t に依存した被説明変数（納税受け入れ件数）

X_{1it} : 自治体 i と時点 t に依存した説明変数（財政力状態などの自治体の特性）

α_i : 自治体 i に依存して異なるが、時間を通じては一定の切片（個別効果を示す）

ε_{it} : $E(\varepsilon_{it}) = 0$, $\text{var}(\varepsilon_{it}) = \sigma_\varepsilon^2$ の誤差項で、すべての i, t について独立とする

上記の回帰式の個別効果 α_i には説明変数に用いた自治体の特性（財政状態など）によらないふるさと納税受け入れ件数の決定要因が含まれている。分析では各説明変数の係数に注目し、ふるさと納税制度が自治体の状態に即して適切に集まっているかを検証する。モデル設定にあたっては、財政状態が悪く、人口の社会流出等が生じている自治体にふるさと納税が多く集まっている状態を望ましい状態と考えた。

4-2. 実証分析のモデルの詳細設定

この節では実証分析モデルを具体的に定式化する。本稿では以下の①～③のパネルデータ分析モデルを用いる。

① Pooled OLS モデル（集計最小二乗法）

Pooled OLS は全ての個体において個別効果が同じ、というモデルである。すなわち

$$\alpha_1 = \alpha_2 = \dots = \alpha_N$$

である場合である。Pooled OLS では個別効果がないということなので、自治体ごとのふるさと納税受け入れ件数は、説明変数以外からの特定要因からの影響を受けていないということになる。

② 固定効果モデル（最小二乗ダミー変数推定、within 回帰）

固定効果モデルは、最小二乗ダミー変数推定法が用いられる。これは、第 i 番目の個体に対して D_{jt} ($j=1, \dots, N$) を $j=i$ であれば 1 をとり、 $j \neq i$ であれば 0 をとるダミー変数を説明変数に追加する推定法である。4-1 の先のモデルにこれを追加すると

$$Y_{it} = \alpha_i + \beta_1 X_{1it} + \dots + \beta_k X_{kit} + \varepsilon_{it}$$

は

$$Y_{it} = \alpha_1 D_{1t} + \alpha_2 D_{2t} + \dots + \alpha_N D_{Nt} + \beta_1 X_{1it} + \dots + \beta_k X_{kit} + \varepsilon_{it}$$

と書き表すことができる。この式で、個体 i の個別効果は D_{it} の係数 α_i であらわされる。この固定効果モデルでは、個別効果があるため、説明変数に用いた指標では説明できない、自治体間でのふるさと納税受け入れ件数の格差があることになる。

③ 変量効果モデル（一般化最小二乗法）

変量効果モデルとは、個別効果を含んだモデルであるが、個別効果を未知パラメーターとして推定するのではなく、確率変数とみなして β を推定する方法である。変量効果モデルは α_i を確率変数とみなし、以下のように立式する。

$$Y_{it} = \alpha_i + \beta X_{it} + \varepsilon_{it} \quad , \quad E(\alpha_i) = \mu_\alpha \quad , \quad \text{var}(\alpha_i) = \sigma_\alpha^2 \\ (\alpha_i \text{ と } \alpha_j \text{ (} i \neq j \text{)}) \text{ は独立、} \alpha_j \text{ と } \varepsilon_{it} \text{ は独立}$$

この β 、 μ_α 、 σ_α^2 は一般化最小二乗法によって推定される。変量効果モデルでは個別効果 α_i と説明変数 X_{it} に相関がないという条件を前提としている。この変量効果モデルでも、個別効果があるということになり、説明変数に用いた指標では説明されない、自治体間での

ふるさと納税受け入れ件数に格差があることになる。

本稿では以上の①～③のどのモデルを用いるかを判定するために、F検定とハウスマン検定を行う。

F検定では Pooled OLS モデルと固別効果モデルのどちらを用いるべきであるかを判定する。帰無仮説「すべての個別効果が同じ値である」をおき、帰無仮説が棄却されない場合、個別効果がないと判定されるため、Pooled OLS を用いる。帰無仮説が棄却される場合、すべての個体の個別効果が同じではない、すなわち個別効果がある、と判定され、固定効果モデル、もしくは変量効果モデルを用いることになり、ここでハウスマン検定を行う。

ハウスマン検定では固定効果モデルと変量効果モデルのどちらを用いるべきであるかを検定する。先に書いたように、変量効果モデルでは、個別効果と説明変数に相関がないことを前提としている。そのため個別効果と説明変数に相関がない場合には変量効果モデルを採択するべきであり、相関があるならば固定効果モデルを採択するべきである。ハウスマン検定では帰無仮説「個別効果と説明変数に相関がない」をおき、これが棄却されれば相関があるということになり固定効果モデルを用いる。棄却されない場合は相関がないので変量効果モデルを用いる。

4-3.変数データ

分析に用いる説明変数・被説明変数を表1に整理した。これらデータは総務省ウェブサイト (<http://www.soumu.go.jp/>) から取得した2011年～2014年の各指標である。ただし市町村合併などの理由でデータがそろわない自治体については分析対象から除外し、結果的に1735の市区町村の4年間分のデータを分析することとした。(1735自治体×4年間で標本数は6940である。) なお、下表2は各指標の基本統計量を示した表であるが、ここに示す通り、ふるさと納税の受け入れ件数は標準偏差が2281.52ときわめて大きな値になっているため対数化の必要があると判断した。ふるさと納税受け入れ件数データは最小値が0であるため、これを分析に適切に用いるため、(受け入れ件数+1)の対数値を被説明変数として用いた。

表1 各指標名と意味

変数名	意味	詳細
Lnukeire	(ふるさと納税受け入れ件数+1) の対数値	
FCI	Financial Capability Index 財政力指数	自治体の財政状態を表す指数 高いほど財政状態はよい
PDER	Publi Debt Expense Ratio 実質公債費率	自治体支出のうち公債の利息返済に かけている割合、高いほど公債費多い
SI	Social Increase 人口の社会増加率	自治体の社会増化率 低いほど地域の人口流出が多い

表2 各指標の基本統計量

	受け入れ件数	Lnukeire	FCI	PDER	SI
平均	351.68	3.14	0.50	9.99	-0.11
標準誤差	27.39	0.02	0.00	0.06	0.01
中央値	16.00	2.83	0.44	10.20	-0.21
最頻値	0.00	0.00	0.26	10.80	0.00
標準偏差	2281.52	1.88	0.29	4.60	1.01
分散	5205340.59	3.53	0.08	21.14	1.02
尖度	304.11	1.27	0.88	3.25	18.69
歪度	15.25	0.97	0.83	0.13	1.67
範囲	62991.00	11.05	2.27	67.40	23.18
最小	0.00	0.00	0.05	-6.40	-8.50
最大	62991.00	11.05	2.32	61.00	14.67
合計	2440675.00	21781.55	3436.31	69318.50	-747.87
標本数	6940	6940	6940	6940	6940

以下の回帰式を用いて分析する。この式は α_i に関する仮定によって前述の3つのモデルのどれかに帰着することに注意。

$$Lnukeire_{ij} = \alpha_i + \beta_1 FCI_{ij} + \beta_2 PDER_{ij} + \beta_3 SI_{ij} + \beta_4 SI_{ij} + \varepsilon_{ij}$$

第5章 分析結果

5-1. 符号の予測

各変数と予想される符号を下表3にまとめた。説明変数に用いた FCI や PDER は、ふるさと納税の受け入れによって、長期的には改善される指標である。しかし、ふるさと納税制度自体が 2009 年に施行されてからまだそれほど時間がたっていない制度であることを踏まえ、ふるさと納税が集まって財政状態が改善されるという側面よりも、財政状態の悪い自治体へふるさと納税が集まるのが望ましい、という側面を重視して仮説を立てた。

表3 指標と予測した符号

変数名	予想される符号	理由
FCI	負	財政状態のよくないところへ多くの寄付が集まるようになされるべきであるから、財政力指数の低いところへ多くの寄付が集まっていることが望ましいため
PDER	正	FCIと同様に、公債費比率の高い自治体へ多くの寄付が集まっていることが望ましいため
SI	負	人口流出の補填という制度目的から、社会流出の多い(社会増加率が低い)自治体に多くの寄付が集まっていることが望ましいため

5-2. 分析結果

前節の符号の予測を踏まえ、モデル分析を行った。2章で述べたように、Pooled OLS・固定効果モデル・変量効果モデルで回帰式を推定した。下表4、5、6はPooled OLSでの推定結果、固定効果モデルでの推定結果、変量効果モデルでの推定結果である。推定値・標準誤差・t値は小数第4位で四捨五入し、小数第3位まで示した。

表4 集計最小二乗法モデル (Pooling 推定)

	推定値	標準誤差	t 値	P 値
(Intercept)	2.980	0.079	37.564	$< 2.2 * 10^{-16}$ ***
FCI	-0.602	0.087	-6.939	$4.32 * 10^{-12}$ ***
PDER	0.045	0.005	8.690	$< 2.2 * 10^{-16}$ ***
SI	-0.069	0.024	-2.909	$3.641 * 10^{-3}$ **
Multiple R-squared	0.033			
Adjusted R-squared	0.033			

表 5 固定効果モデル (Within 推定)

	推定値	標準誤差	t 値	P 値
FCI	-4.245	0.816	-5.205	$2.02 * 10^{-7}$ ***
PDER	-0.351	0.011	-32.456	$< 2.2 * 10^{-16}$ ***
SI	-0.080	0.018	-4.310	$1.66 * 10^{-5}$ ***
Multiple R-squared	0.182			
Adjusted R-squared	0.136			

表 6 変量効果モデル (random 推定)

	推定値	標準誤差	t 値	P 値
(Intercept)	4.781	0.117	40.747	$< 2.2 * 10^{-16}$ ***
FCI	-1.476	0.138	-10.668	$< 2.2 * 10^{-16}$ ***
PDER	-0.092	0.007	-12.824	$< 2.2 * 10^{-16}$ ***
SI	-0.065	0.019	-3.448	$5.69 * 10^{-4}$ ***
Multiple R-squared	0.033			
Adjusted R-squared	0.033			

次にどの分析モデルを用いるべきかを判定するため、F 検定とハウスマン検定を行う。まず F 検定の結果は表 7 のようになった。

表 7 F 検定の結果

F 値	df1	df2	P 値
7.9012	1734	5202	$< 2.2 * 10^{-16}$ ***

P 値が非常に小さいので帰無仮説「すべての個別効果が同じ値である」が棄却される。よって「個別効果がある」と判定され固定効果モデル、もしくは変量効果モデルを用いるべきであることがわかる。次に、このどちらを用いるべきかを判定するため、ハウスマン検定を行った。結果は下表 x である。

表 8 ハウスマン検定の結果

chisq	df	P 値
1893.63	3	$< 2.2 * 10^{-16}$ ***

表 8 よりこちらも P 値が非常に小さいので帰無仮説「個別効果と説明変数に相関がない」が棄却され、「固定効果がある」が採択される。以上の検定結果から個定効果モデルを用いることが適切であるとわかった。

また固定効果モデルを用いることが適切であると結論したため、このモデルでの個別効果・および個別行効果の平均からの乖離について基本統計量とそのヒストグラムを示したものが以下の表 9 - 10 および図 1 - 2 である。

表 9 個別効果の基本統計量

最大値	最小値	中央値	標準偏差	平均値
23.153	1.417	8.693	2.360	8.734

表 10 個別効果の乖離

最大値	最小値	中央値	標準偏差
14.419	-7.317	-0.040	2.360

(※平均値は 0)

図 1 個別効果ヒストグラム

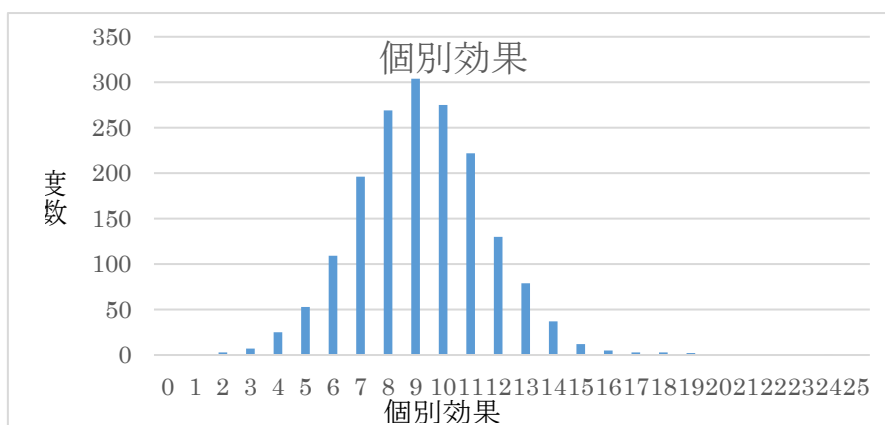
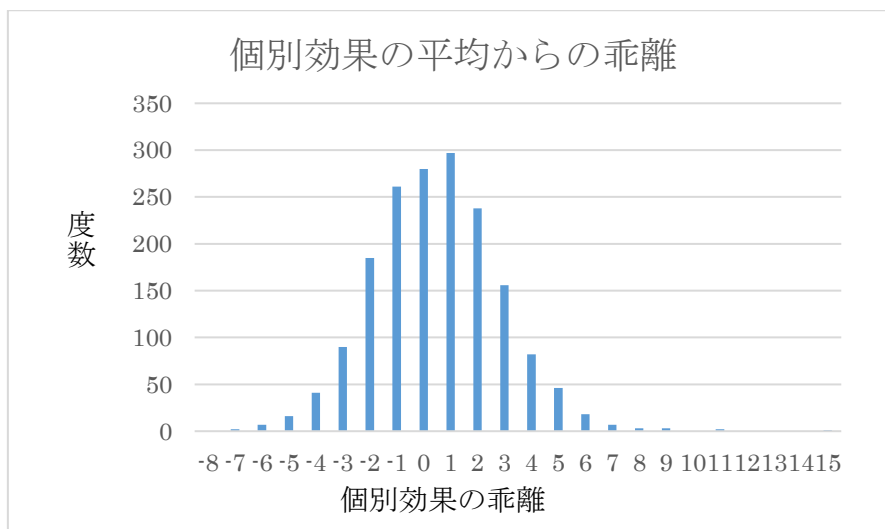


図 2 個別効果の乖離のヒストグラム



5-3. 結果考察

前節で行った三つの分析のうち、固定効果モデルを用いるのが適切であることがわかったため、このモデルの推定結果について考察する。まず先に行った係数予想と比較し、自治体の財政力指数 FCI と社会増加率 SI では係数は負の値で有意となり予想通りとなった。このことから自治体の財政力指数が低いほど（自治体の財政状態が悪いほど）、また、自治体の社会増加率が低いほど（人口流出傾向にあるほど）ふるさと納税の受け入れ件数が増える傾向にあることがわかる。よってこの二つの係数からは、ふるさと納税制度の本来の目的である、人口流出する地方自治体への救済措置としての役割がある程度果たされていると考えられる。

しかし、実質公債費比率は予想と異なり負の値で有意になった。財政力指数、実質公債費比率は両方とも自治体の財政状態を示す指標と考えて用いたが、この二つの間で逆の結果が出てしまった。実質公債費比率が高さは、財政の硬直化の要因であるため、実質公債費比率の高い自治体では、返礼品の充実や広報などの、ふるさと納税制度への対応に遅れが出ているためであると考えられる。ふるさと納税制度への対応如何が納税件数に影響することは当然であるかもしれないが、逆に言えば、既に負債が多くあり、機動的な財政運営の難しい自治体には、現行のふるさと納税制度は苦しいものだと言えるかもしれない。

また、先のヒストグラムから、個別効果および個別効果の平均からの乖離が極端に高い自治体はいくつかあることがわかる。各自治体の個別効果を見るとこの極端に高くなった自治体は夕張市（14.42）や鳥取県米子市(10.09)、大阪府泉佐野市(10.13)⁶などである。これら自治体は説明変数に用いた自治体の財政状態や社会増加率などの状態と比して、多くのふるさと納税を受けとっている自治体ということになる。これについて、財政破綻がメディアで大々的に取り上げられた夕張市は例外として、これらの個別効果が大きく出た自治体に共通することは、ふるさと納税の返礼品が海産物や和牛など魅力的であり、かつ、ふるさと納税の PR サイトやパンフレットがデザイン性高くまとめられていたり、ふるさと納税を域内施設の建設のためのクラウドファンディングとして大々的に PR するなど、ふるさと納税の促進にかなり力を入れている印象を受けた。逆にこの個別効果が低い自治体は、筆者の主観にはなるが、ウェブサイトを見ても大々的にふるさと納税制度を PR しているところはなく、自治体ごとのふるさと納税への取り組みが現れているようである。

⁶ カッコ内は個別効果の平均からの乖離値

第6章 まとめ

本稿では地方の自治体への救済策としてのふるさと納税制度が、実際に財政状態の悪い地方自治体への救済策としての役割を果たしうるかを検証した。結果、現状のふるさと納税制度での寄付受け入れ件数は財政力指数や社会増加率と負の相関にあり、この点は本来の制度目的を達成できていると言えるだろう。しかし、公債費比率とは正の相関があり、個別効果を見ても、ふるさと納税促進PRを積極的に行っている自治体は多くの寄付を得、逆にその余力のない自治体はあまり寄付を得られていないようである。

これらのことからふるさと納税制度は現状、地方自治体への救済効果は多少あるようだが、既存の公債負担などの理由で、ふるさと納税の返礼品の用意や宣伝などの競争力に欠ける自治体にとっては厳しい制度と言えるだろう。さらに、ふるさと納税ポータルサイトなどで、人気の納税先ランキングなどがまとめられていることを見ると、ふるさと納税のPRは累積的なものと見受けられ、現状、この競争に出遅れた自治体が状況を打破することはかなり難しいと思われる。

以上のことを踏まえ、ふるさと納税制度は過剰な返礼品・宣伝競争が起こるほど、税金の無駄遣いというだけでなく、本来の困窮自治体への救済という制度目的と乖離していくと言えるだろう。よって、下の①または②の改善策が必要であると考えられる。

- ①ふるさと納税に対する返礼品の市場価格の割合（返礼率）に厳しく上限を設け、各自治体の寄付PRに関して健全な競争を促す。
- ②ふるさと納税制度の目的を発展可能性のある自治体の発展に挿げ替え、現行制度での寄付に伴う税額控除の下限を引き上げることで、その分浮いた地方交付金予算を他の困窮した自治体への支援に充てる。

この改善によってこの制度がより実態に即して地方経済の活性化につながっていくと考える。

謝辞

本論文を作成するにあたり、指導教官の長倉大輔教授から、丁寧かつ熱心なご指導を賜りました。また、長倉研究会の同期からも多くの知識やアドバイスをいただきました。ここに感謝の意を表します。

参考文献

加藤慶一（2010）「ふるさと納税の現状と課題—九州における現地調査を踏まえて—」

『レファレンス』平成 22 年 2 月号日本図書館協会 P119-130

総務省、ふるさと納税研究会(2007)「ふるさと納税研究会報告書」

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/index.html)

橋本恭之・鈴木善充（2015）「ふるさと納税制度の検証」（2016 年 3 月 22 日改訂版）日本財政学

会第 72 回大会報告論文 (<http://park11.wakwak.com/~hkyoji/kenkyu/papaerlist.html>)

資料

東京新聞 2016 年 11 月 28 日朝刊

「ふるさと納税 10 区が返礼参戦 23 区の減収 16 年度 129 億円」

「総務省」総務省(2016 年 12 月 21 日閲覧)

(<http://www.soumu.go.jp/>)

「ふるさと納税ポータルサイト」総務省（2016 年 12 月 21 日閲覧）

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html)